

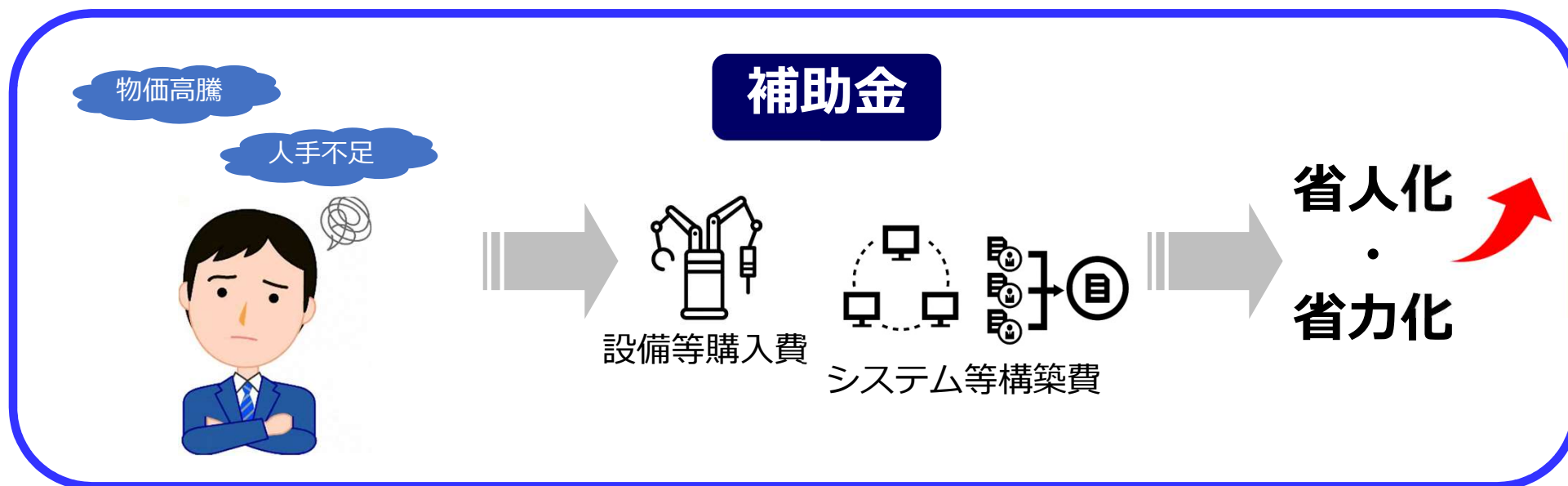
人手不足対策設備導入等 支援補助金 【制度説明】

公益財団法人 岡山県産業振興財団
人手不足対策設備導入等支援補助金 事務局

1 人手不足対策設備導入等支援補助金の概要

長期化する物価高や深刻化する人手不足のなかで、県内中小企業等が事業を継続し、さらなる成長・発展を遂げるためには、**生産ラインの自動化・デジタル化などの業務プロセスの改善や業務効率化への取組、女性、高齢者層など多様な人材の活用につながる設備整備、システム導入等に向けた省人化・省力化にかかる意欲的な取組**を行う県内中小企業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

※本事業における「**省人化・省力化**」とは、デジタル技術や省力化設備等の導入による生産能力の向上や作業効率化、女性や未経験者などでも熟練者などと変わらず作業を行えるシステムや設備の導入などにより、**量的又は質的な人材不足を補完又は代替すること**を言います。



2 補助対象者

①岡山県内に事業所等を有する中小企業者

中小企業者：次の資本金・出資金の額又は従業員数を満たす会社（中小企業支援法第2条第1項）

業 種	資本金・出資の額	従業員数(常時雇用)
製造業、建設業、運輸業、 ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他（上記以外）	3億円以下	300人以下

※個人事業主も補助対象になりますが、開業届を提出している必要があります

※「中小企業者」に該当する会社以外の法人

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会 など

2 補助対象者

- ② **みなし大企業でないこと**
- ③ **役員等が岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと**
- ④ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと**
- ⑤ **県税に未納がないこと**
- ⑥ **訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者でないこと**

2 補助対象者

- ⑦ 公正取引委員会から、令和6年度以降、補助金確定までの間に下請法の違反勧告を受けていないこと
- ⑧ 既存の設備等に改良等を加える事業計画であるときは、その当該設備の所有者であること（資産計上されるものに限る）

※上記の他、知事が適当でないと判断する場合は補助対象者と認められない場合があります。

3 補助率・補助対象経費

◆補助率等

補助率：2 / 3 以内

補助限度額：上限 1, 0 0 0 万円 下限 1 0 0 万円

どのような経費が対象となるかはご相談ください！

◆補助対象経費

経費区分	内訳
①設備等購入費	設備、機械装置等の購入、製作又は改良及びそれらの据付けに要する経費
②システム等構築費	情報システム、ソフトウェアの購入、開発、構築又は改良に要する経費
③運搬具購入費	公道走行等の汎用的な利用の可能性が低く、かつ走行以外の明確な用途が確認できる車両の購入又は改良に要する経費
④クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
⑤技術指導費 ※単独での申請不可	①～④で導入した設備等の技術指導等に係る研修の開催や講師等への謝礼に要する経費
⑥外注委託費 ※単独での申請不可	①～④で導入した設備等の技術指導等に係る専門家へのコンサルティング委託等に要する経費

合計額は補助対象経費全体の20%以内

3 補助対象経費

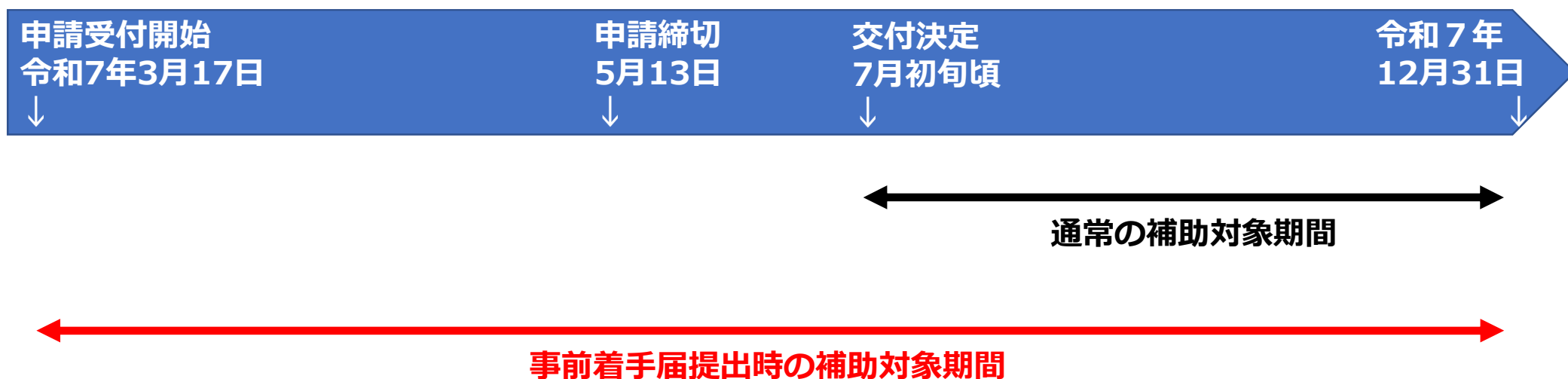
◆対象外経費

- ☐汎用性が高い物品等に要する経費
- ☐機能向上を伴わない修理、更新等に要する経費
- ☐設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- ☐消耗品（取得価格が税抜10万円未満または耐用年数1年未満のもの）
- ☐公租公課、保険料、手数料、収入印紙代、支払利息及び遅延損害金
- ☐保守・点検に要する経費
- ☐申請書作成に要する経費
- ☐人件費、旅費、宿泊費、福利厚生費
- ☐申請者の関連会社又は代表者の親族から購入等した経費
- ☐国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- ☐自社で所有していない物（リース物件等）及び他の補助事業で整備されたもので減価償却期間が到来していない物等の改良に係る経費
- ☐建物、建物附属設備、構築物の購入等に要する経費
- ☐中古品の購入に係る経費
- ☐設備等のリース・レンタルに要する経費

詳細は募集要項・
Q&Aをご覧ください。

4 補助対象期間

- ◆次の期間内に支払った（決済した）経費等を補助
交付決定の日から令和7年12月31日（水）まで



5 補助事業者の選定

◆ 審査項目

項目	着眼点
自社の業務の棚卸の妥当性	①自社の業務の流れを整理、分析できているか。 ②自社の業務に投入されている人員や要してる時間などを定量的に整理、分析できているか。
省人化・省力化に向けて設定する課題の妥当性	各工程や業務に投入する労働資源を踏まえて、解決すべき課題を選定できているか。
事業実施により期待される効果	①実施事業が設定した課題を解決し、自社の省人化、省力化に寄与しているか。 ②実施事業による省人化、省力化により、自社を成長・発展する経営戦略を立てているか。

5 補助事業者の選定

◆加点点目

項目	着眼点
経営革新計画への取り組んでいる	経営革新計画承認企業であり、申請日が経営革新計画期間中であるか。 または経営革新計画概要書(https://www.pref.okayama.jp/page/621476.html) を産業振興財団に提出しているか。
「パートナーシップ構築宣言」 を公式ポータルサイトで公表している	申請締切日時点においてパートナーシップ構築宣言公式ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/index.html)に宣言文等が掲載、公表されているか。
おかやま子育て応援宣言企業である	申請日までに、おかやま子育て応援宣言企業 (https://www.pref.okayama.jp/page/detail-115551.html)の応募をしているか。
おかやま子育て応援宣言企業 アドバンス企業である	申請日までに、おかやま子育て応援宣言企業アドバンス企業 (https://www.pref.okayama.jp/page/625206.html)の申請をしているか。

5 補助事業者の選定

◆その他注意事項

- ・ 申請にはGビズIDが必要になります。（取得まで2～3週間要します）
- ・ 申請はjGrantsにて電子申請で行います。

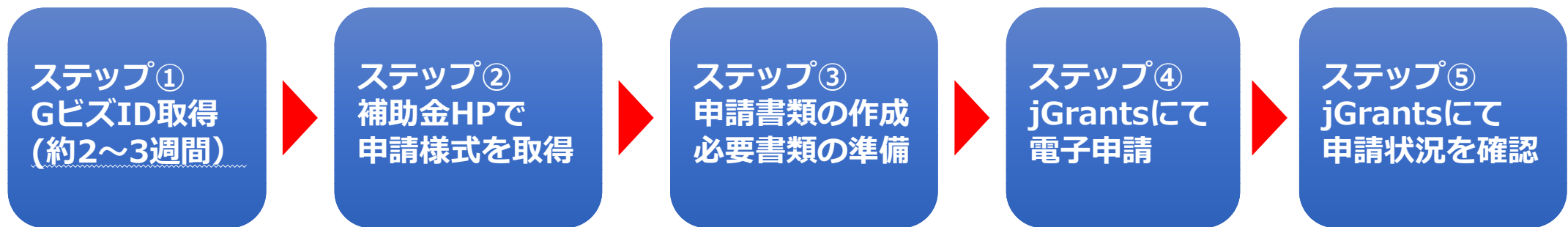
以下の場合、内容によらず不採択となることがあります。

- ・ 提出書類に不備不足がある場合。
- ・ 必要な項目に未記入がある場合。
- ・ jGrantsのマイページの申請状況が「申請済み」になっていない場合

選定委員会での選定を経て、6億円の予算の範囲内で補助事業者を決定します。

6 <提出書類の申請について①>

(1) 申請の流れ



※jGrantsの電子申請にはGBizIDが必要となります。

※GBizIDの取得には申請から2～3週間かかることもありますのでご注意ください。

(2) 申請受付期間

令和7年3月17日（月）～令和7年5月13日（火）

※17時必着

6 <提出書類の申請について②>

(3) GビズIDの取得

- ・以下の公式サイトから、GビズIDの取得をしてください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※GビズIDの取得には、約2～3週間かかることもありますのでご注意ください。

(4) 申請様式ダウンロード

- ・以下の事務局ホームページから、申請書類のダウンロードを行ってください。

https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/900.html

(5) 申請方法

jGrantsによる電子申請のみ

電子申請先URL(jGrants) : <https://www.jgrantsportal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDK9AMAX>

(※郵送、持込み、電子メールによる申請は不可)

6 提出書類の申請について

(6) 提出書類 jGrantsにて電子申請

01_様式第1号「事前着手届」 (PDFファイル)

02_様式第2号「交付申請書」 (Excelファイル※及びPDFファイル)

1_別紙1 申請者概要 (Excelファイル※及びPDFファイル)

2_別紙2 補助金経費積算明細書 (Excelファイル※及びPDFファイル)

※一つのExcelファイル内で、シートを分けています。

03_別紙3 補助事業計画書 (Wordファイル及びPDFファイル)

－ 経費の積算根拠がわかる資料 －

04_カタログ又は仕様書

05_本見積書

※04～14はPDFデータで提出してください

06_相見積書（もしくは業者選定理由書）

【事前着手を行った場合】

07_1 注文書（契約書）

07_2 注文請書（契約書の場合は不要）

07_3 納品書

07_4 請求書

07_5 支払関係書類（通帳等の写し）

6 提出書類の申請について

(6) 提出書類 **jGrantsにて電子申請**

08_「誓約書」（暴力団排除関係）

※04～14はPDFデータで提出してください

09_（法人の場合）企業の役員名簿

10_（法人の場合）直近1期分の決算書の写し

（個人事業主の場合）青色申告決算書の写し

11_（法人の場合）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（※3か月以内のもの）

（個人事業主の場合）開業届の写し（税務署の受付印があるもの）

12_ 県税に未納がないことの証明書（完納証明書）又は徴収の猶予を受けている証明書
（3か月以内のもの）

13_（該当者のみ）許可、登録等を要する業種にあつてはその書面の写し

14_（設備等の改修の場合）減価償却明細書（対象設備が確認できる部分）の写し

その他参考となる資料（補助事業の内容がわかる資料）

7 スケジュール

<補助金交付申請の手続き>

時期	申請者	事務局 (公財) 岡山県産業振興財団	岡山県
3月17日～	申請受付開始		
	①jGrantsにて 電子申請 → 受付・確認 →		
5月13日	申請受付締切		
	② 補助事業者の選定		
7月上旬頃	④ 補助事業開始 ← ③ 交付決定		

7 スケジュール

<補助事業完了後の手続き>

時期	申請者	事務局 (公財) 岡山県産業振興財団	岡山県
事業完了後 15日以内 又は 令和7年 12月31日の いずれか早い 日まで	補助事業完了 ※令和7年12月31日まで		
	⑤ 実績報告書の提出	→	受付・確認 →
			← ⑥ 完了検査の実施
			← ⑦ 補助金の額の確定
	⑧ 請求書の提出	→	
			← ⑨ 補助金の交付

8 相談対応窓口

申請相談窓口を開設します！

◆申請に関する相談窓口 **完全予約制**

相談日時

令和7年3月17日（月）～5月9日（金）
平日 9:00～16:00（12:00～13:00は除く）

※咳や発熱、風邪症状、だるさなど体調が
すぐれない場合はご遠慮ください。

相談場所

テクノサポート岡山 研修棟 研修室 2
〒701-1221 岡山市北区芳賀5301

予約方法

下記申込先へ必要事項を添えて、電話等でお申し込みください。

【必要事項】

- ① 企業名
- ② 氏名
- ③ 電話番号
- ④ ご相談内容
- ⑤ 対面orオンライン

オンライン
相談可

〈相談先〉

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課
人手不足対策設備導入等支援補助金 事務局

TEL：086－286－9696

メール：hitode@optic.or.jp